

# 阿見町の空き家を買いたい・借りたい、 売りたい・貸したい方へ

住み手のいなくなった家と、住まいを探している方をつなぎます。

# 阿見町 空き家 バンク

## 空き家バンクとは…

町内に活用されていない空家等をお持ちの方で、

「売りたい」、「貸したい」とお考えの方に物件を登録していただき、

町内への定住等を目的として空家等を「買いたい」、

「借りたい」という方とのマッチングを行う制度です。

お気軽にご相談ください。

空家等  
所有者

売りたい方・貸したい方

# 空き家バンクの仕組みと流れ

利 用  
希望者

買いたい方・借りたい方

物件登録

物件の登録通知

交渉申込み通知

阿見町

空き家バンク  
相談窓口

協定

公益社団法人

茨城県宅地建物取引業協会

公益社団法人

全日本不動産協会茨城県本部

物件情報の公開

利用登録

交渉申込み



推薦

契約交渉

媒介業者

契約交渉

## 【媒介業者の選択】

空き家バンク制度登録時に、媒介業者の選択をお願いしております。  
下記のホームページを参考にいずれかの協会をお選びください。

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会  
<http://i-takken.or.jp>

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部  
<https://ibaraki.zennichi.or.jp>



## 空家等となる理由

- ・親が他界してしまった
- ・親が施設へ入所した
- ・引越ししが決まったなど



## 空家等を放置すると…

景観を損なうおそれがある…

犯罪に利用されるおそれが…

不法投棄される…

倒壊の危険性がある…

雑草が繁茂する…

不審者に侵入される…



害獣・害虫が発生

誰にでも空家等を所有、管理することになる可能性があります!

## 物件登録者の流れ

### 1 申込み

物件の登録をご希望の方は、「阿見町空き家バンク登録申込書」(様式第1号)「阿見町空き家バンク登録カード」(様式第2号)「同意書」(様式第3号)に必要書類を添えてご提出ください。

### 2 調査

阿見町の担当職員が物件確認の為、所有者立ち会いのもと現地調査を行い、売買条件等の協議を行います。

### 3 登録・通知

お申込みの際にご提出いただいた書類および物件が要件を満たす場合、「阿見町空き家バンク登録完了通知書」(様式第4号)を通知いたします。

### 4 情報提供

登録された物件情報をホームページで公開いたします。  
※所有者の住所、氏名、連絡先等の個人情報は公開されません。

### 5 交渉申込み

物件の見学等の依頼があった場合は、当該物件を担当する媒介業者よりご連絡いたします。

### 6 交渉・契約

当該物件を担当する媒介業者の仲介により、交渉・契約を行います。

## 利用登録者の流れ

### 1 申込み

物件の利用をご希望の方は、「阿見町空き家バンク利用登録申込書」(様式第10号)「誓約書」(様式第11号)に必要書類を添えてご提出ください。

### 2 登録・通知

ご提出いただいた書類が要件を満たす場合、「阿見町空き家バンク利用登録完了通知書」(様式第13号)を通知いたします。

### 3 情報提供

登録完了後、申請時のご希望をもとに物件を紹介いたします。

### 4 交渉申込み

興味のある物件を見つけた場合、「阿見町空き家バンク交渉申込書」(様式第17号)をご提出いただきます。

### 5 交渉・契約

当該物件を担当する媒介業者の仲介により、交渉・契約を行います。

## 空き家バンク物件情報

物件情報は阿見町ホームページの他、下記の全国版空き家等サイトでもご確認いただけます。



## 空家等を所有することになったら…

住宅は所有者の死亡や引っ越し等の様々な理由で空家等となることがあります。

次の世代に上手く引き継ぐことができるよう、住んでいる時から権利関係の確認や現状に見合う登記の変更、相続などの対策を早めに準備しておきましょう。

### チェックポイント1 境界を確認しましょう

隣地との境界があいまいなままだと、売却時や相続時にトラブルの元となりかねません。早めに境界を確定し、トラブルを未然に防ぎましょう。

### チェックポイント3 相続について話し合いましょう

残された家族が悩まないよう、生前から相続について親族間で話し合っておきましょう。遺言書の作成や生前贈与などの利用も検討してみましょう。

### チェックポイント2 登記を確認しましょう

所有者名義が先代のままになってしまいか?相続登記が未了のまま代が進んでしまうと、売却時など相続の際に多くの労力や時間がかかってしまいます。事前に登記を確認し、きちんと手続きを済ませておきましょう。

### チェックポイント4 専門家へ相談しましょう

権利関係や名義変更、税金など問題が複雑な場合が多い境界や登記・相続。解決には一人で悩まず、専門家にも相談してみましょう。

# 「空き家」という資産を活用した 新しい暮らしのご提案

新生活を始めるにあたり「住まい」はとっても重要です。

阿見町では空き家バンクを通じて新しい生活のスタートを応援いたします！



こどもたちの笑顔のあふれる公園が町内にたくさん整備されています！



茨城大学農学部や私立中高など町内に揃う充実した教育環境！



霞ヶ浦・筑波山を望む自然豊かな立地。水のレジャーも山のレジャーも「すぐそこ」で楽しめます！



人気の「あみプレミアム・アウトレット」もある阿見町ならショッピングも楽しめます！



## 空き家バンク情報サイト



トップページ



空き家バンクホームページ



Q 阿見町空き家バンク



## 阿見町役場 産業建設部 都市計画課

〒300-0392 茨城県稻敷郡阿見町中央一丁目1番1号

Tel:029-888-1111(代) Fax:029-887-9560

Mail:toshikeikakuka-ofc@town.ami.lg.jp

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末・年始を除く)

